

加東市民憲章の解説

【前 文】

「住みたいまち」「住み続けたいまち」加東市が誇りとする自然、文化、人々をキーワードとして掲げています。本憲章は、市民一人ひとりが、日々の営みの中で加東市の良さに気付き、それらを守り、助け合いながら、よりすばらしいまちの実現を目指すために定めるものです。

【本 文】

一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。

家族および他者との思いやりのある交流を基盤とした地域づくり、また、美しい自然景観を生かしたまちづくりを表しています。「安らぎのある」という表現には、安心、安全、平安の意味が込められています。

一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。

向学心の尊重から導かれる生涯教育を含めた教育活動の充実、誰もが学びやすい環境づくり、文化生活の向上を表しています。加東の良き伝統、優れた技を守りつつ、新しいものにも目を向けていきたいという気風が、より豊かな文化につながることを示しています。

一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。

労働意欲の促進、雇用・労働環境の整備、まちの健全な経済発展が、個人と社会に多くの点で利益をもたらすことを表しています。さらに、「働き」のことばには、収入を伴う労働だけではなく、さまざまなボランティア活動、地域や家庭での役割も含まれています。市民が自分にできることを喜んで実行すれば、まち全体が活性化されることを示唆しています。

一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

人権の尊重を表しています。年齢、性別、国籍、職業、立場、障害の有無などにかかわらず、市民として互いを受け入れ、認め合い、ささえあい、学びあい、誰にとっても住みやすいまち、誰もが将来の歩みに希望を見出して暮らせるまちを共につくっていかうという気概を表明するものです。